

妊娠・出産・子育てで 受けられる 各種給付



1 妊娠・出産世帯対象

助産制度

経済的な理由で、入院助産が受けられない妊婦さんをサポート！

対象者	生活保護世帯等の経済的理由により入院助産を受けるのが困難な場合
必要書類	母子健康手帳／病院の診察券(吹田市指定の医療機関のもの)／生活保護証明
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 必ず出産予定日までにご相談ください。

高額療養費

妊産婦でも健康保険が適用される場合があります。
妊娠出産は病気ではないので通常は健康保険は適用されませんが、「妊娠悪阻」や「切迫流産」などで保険適用になる場合もあります。自己負担限度額(所得等によって異なる)を超えた場合は高額療養費制度の対象となります。

対象者	「妊娠悪阻」や「切迫流産」などの保険適用になる治療を受けた妊産婦
申請窓口	各健康保険の窓口 ※必要書類は各窓口におたずねください。

医療費控除(確定申告)

妊娠・出産にかかった費用も確定申告の医療費控除の対象です。医療費の明細書を記載し、申告を！

家族全員(※1)の医療費合計額(※2)が10万円を超える場合、確定申告すれば納め過ぎた税金が還付される場合があります。医療費には妊娠・出産にかかった費用、例えば入院費・分娩費・通院のための交通費・陣痛タクシー代・処方薬代なども該当します。

対象者	家族全員(※1)の医療費合計(※2)が総所得金額等の5%または10万円を超える場合 ※1 自己または、生計を一にする配偶者やその他の親族 ※2 支払われた医療費の額から受け取った手当金・納付金(出産育児一時金など)を差し引いた金額
申請窓口	吹田税務署 ※必要書類は確定申告に必要な書類に準じます。



出産育児一時金

健康保険(共済含む)に加入していれば、
入院・分娩費として基本50万円が支給されます。
※産科医療補償制度に加入していない分娩機関での出産の場合は48万8,000円が支給されます。
※妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

対象者	健康保険加入者(共済含む) ※家族の扶養に入っている場合もその健康保険から支払われます。
申請窓口	原則は産院が健康保険から直接支給を受ける(直接支払制度)ので申請する必要はありません。 申請が必要な場合： (1) 海外で出産したとき (2) 直接支払制度を利用しなかったとき (3) 直接支払制度を利用しかつ、出産費用が出産育児一時金を下回ったとき

申請が必要な場合に該当する方は、
各保険の窓口にお問い合わせで申請しましょう。

妊婦支援給付金(妊娠届出後)

妊婦への経済的支援です。まずは、面談を受けましょう。

対象者	吹田市に妊娠届出をされた妊婦(医療機関で診断済)で面談終了の方
申請窓口	すこやか親子室 ※給付内容や申請方法などの詳細は、HPでご確認ください。

※面談を受けなければ、妊婦支援給付金の申請はできません。

低所得の妊婦に対する 初回産科受診料支援事業

低所得世帯の妊婦さんが、妊娠の診断を受けるために産科医療機関等を初回受診するときにかかる費用の一部を助成します。

対象者	住民税非課税世帯または生活保護世帯の妊婦
助成額	上限1万円
申請窓口	すこやか親子室



2

子育て世帯対象(共通)



児童手当 **生まれた月内に申請！**

子供(0歳～高校3年生)の養育者に対する助成。まずは認定を受けましょう。

対象者	子供(高校生年代まで)を養育している吹田市民。生計を支えている人が請求者 ※父母共に収入がある場合は所得の高い方												
必要書類	● 児童手当認定請求書※1 ● 請求者本人名義の振込み先口座の分かるもの ※児童や配偶者の口座には振り込みできません。 ● マイナンバーカード又は個人番号通知カードなど請求者の個人番号が分かるもの ● (請求者と児童が別居している場合は)別居監護申立書※1と児童の個人番号が分かるもの ● その他(請求者が児童の父母以外の場合など、状況によっては上記以外の書類が必要な場合があります。詳細は窓口まで) ※1 使用する用紙は上記窓口または、山田出張所、千里丘出張所、千里出張所で配布している他、吹田市のHPからダウンロードすることができます。												
申請と支給開始時期	認定されると、申請日の翌月分から支給されます。出生日や前市での転出予定日が月末の場合、当該日の翌日から15日以内の申請であれば、当該日の翌月から支給されます。 ※書類を揃えるのに時間がかかる場合は「児童手当認定請求書」だけ先に提出しておきましょう。その他の書類は追って提出すれば大丈夫です。 ※認定には約2か月かかります。「認定及び支払通知書」又は「却下通知書」が届きます。 ※郵送申請の場合は、申請日は請求書が市役所に到着した日になるので、注意しましょう。												
助成内容	児童手当の対象となる児童一人につき、次の額を支給します。 <table><tr><th rowspan="2">児童の年齢</th><th colspan="2">支給月額</th></tr><tr><th>第1子・第2子</th><th>第3子以降</th></tr><tr><td>0～3歳未満</td><td>15,000円／人</td><td rowspan="2">30,000円／人</td></tr><tr><td>3～18歳到達年度末</td><td>10,000円／人</td></tr></table> ※3歳の誕生日までは15,000円、3歳の誕生日の翌月から10,000円となります。 ※児童の数え方は、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童から生まれた順に第1子・第2子と数えます。 ※18歳到達年度末とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいいます。			児童の年齢	支給月額		第1子・第2子	第3子以降	0～3歳未満	15,000円／人	30,000円／人	3～18歳到達年度末	10,000円／人
児童の年齢	支給月額												
	第1子・第2子	第3子以降											
0～3歳未満	15,000円／人	30,000円／人											
3～18歳到達年度末	10,000円／人												
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く 電子申請も可 申請方法は吹田市のHPでご確認ください。 郵送申請も可 〒564-8550 吹田市役所子育て給付課 ※住所は不要		電子申請はこちら 										



働くママへの助成



働くママには、妊娠・出産・子育てに至るまで、別途受けられるお金があります。

出産手当金

産休中の給料を補うために加入している健康保険から支給されます。まずは、勤務先の担当窓口にご相談ください。

育児休業給付金

1歳に満たない子供を養育するために育児休業を取得する雇用保険被保険者で、育児休業開始前の2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上、または就業した時間数が80時間以上ある完全月が12か月以上ある人で、育児休業中の方は、原則として賃金の50～67%が雇用保険から支給されます。まずは、勤務先の担当窓口にご相談ください。

傷病手当金

産休前でも、体調不良による長期休暇時に受けられる保障です。「妊娠悪阻」や「切迫流産」などはこれに当たります。まずは、勤務先の担当窓口にご相談ください。

雇用保険の受給期間延長

雇用保険の基本手当は、原則、離職後1年以内の失業している日について、一定の日数分を支給しますが、この期間内に、妊娠・出産等で30日以上職業に就くことができない場合、その期間の雇用保険は受給できません。ただし、ハローワークに申請することにより、受給期間を最長、離職日の翌日から4年以内まで延長することができます。詳しくは管轄のハローワークへ。

子ども医療費の助成 **出生から3か月以内に申請！**

0歳～18歳年度末までの方の医療費の一部を助成。まずは、「子ども医療証」をもらいましょう。

対象者	健康保険の資格のある吹田市に在住の18歳年度末までの方 【右記の方は対象外】●生活保護世帯の方(生活保護停止中を除く) ●ひとり親家庭医療証をお持ちの方 ●重度障がい者(児)医療証をお持ちの方
必要書類	●子ども医療証交付申請書 ●対象者の健康保険の資格情報がわかるもの (資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル上の資格情報画面など。郵送の場合はコピー) ●被保険者の前年中の課税(所得)証明書または、同意書 (マイナンバー制度による情報連携にて地方税関係情報を照会することに同意する場合) ※書類提出年の1月1日現在吹田にお住まいで、吹田市に市民税を支払っている方は提出する必要はありません。 ※申請日が1月から6月の場合は、前々年中のものを提出します。 ※申請書及び同意書は子育て給付課のHPからダウンロードできます。
申請と 助成開始時期	出生日から3か月以内に申請しましょう(郵送の場合は必着)。 受付(郵送到着)後、1週間から10日程度で「子ども医療証」が届きます。 申請が出生日から3か月を過ぎると、申請月の1日からの資格となるので、早めに申請手続きをしましょう。
助成内容	●医療機関等で受診した(通院・入院)場合、医療費(保険診療の患者負担分)から一部自己負担額 ^{*2} を差し引いた額 ●院外処方箋により保険薬局で支払った薬代 ●健康保険の適用が認められた後の補装具・弱視治療用眼鏡の患者負担分 ●未熟児養育医療、育成医療などにかかる養育者負担額から一部自己負担額 ^{*2} を差し引いた額 ※2 一部自己負担額は、医療機関等ごとに1日につき500円。 同じ医療機関等で 一部自己負担額が発生する場合は、1か月あたり2日まで。3日目以降の一部自己負担額はありません。ただし、歯科及び歯科以外の診療を受けた場合や入院及び通院があった場合、それぞれ2日を限度として一部自己負担額が必要になります。 同じ月 における一部自己負担額の限度額は、診療を受ける方1人あたり2,500円(世帯単位ではありません)で、それを超えた場合は、超えた金額について請求することができます。その際は、その月すべての領収書が必要なので、領収書は大切に保管しましょう。
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く 郵送申請も可 〒564-8550 吹田市役所子育て給付課 ※住所は不要

妊婦支援給付金(出産後)

面談後に申請しましょう。

対象者	出生届を提出した乳児を養育する方で、面談を終了された方
申請窓口	すこやか親子室 ※給付内容や申請方法などの詳細は、HPでご確認ください。

※面談を受けなければ、妊婦支援給付金の申請はできません。



3

ひとり親世帯対象



児童扶養手当

ひとり親の生活安定のための支援。親に代わって子供を養育している人も対象です。

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の子供と、親または養育者の医療費を助成。

対象者	上記の「児童扶養手当」の対象児童とその親または養育者。ただし、以下の方は対象外となります。 ●生活保護世帯の方(生活保護停止中を除く) ●重度障がい者(児)医療証をお持ちの方 ●親または養育者・扶養義務者の前年の所得(1月から9月は前々年)が所得制限限度額以上の方 [所得制限限度額]					
	扶養家族数	0人	1人	2人	3人	それ以上
	母・父または養育者の場合	208万円	246万円	284万円	322万円	扶養1人につき
	扶養義務者の場合	236万円	274万円	312万円	350万円	38万円加算
助成方法	大阪府内の医療機関なら窓口で「ひとり親家庭医療証」を提示すれば助成が受けられます。 ※府外の場合は、後日子育て給付課に領収書・健康保険の加入内容がわかるもの・ひとり親家庭医療証・父母養育者名義の通帳を持参し返還の申請をする。					
助成内容	P89「子ども医療費の助成」の内容と同様ですが、児童だけでなく、親または養育者も助成の対象となります。					
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く					

ひとり親家庭自立支援給付金等

ひとり親家庭の収入を安定させるため、就職に有利な資格や技能の習得を支援してくれます。

助成内容	● 自立支援教育訓練給付金 雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の60%(上限あり)が支給されます。雇用保険制度から教育訓練給付金を受けることができる場合は、その額を差し引いた額を支給します。専門実践教育訓練修了後1年以内に資格取得し就職等をした場合、受講費用の25%(上限あり)が支給されます。受講前に事前相談が必要です。 ● 高等職業訓練促進給付金 看護師等の資格取得のために養成機関等で6か月以上修業する場合に、修業期間(上限あり)に対して、市町村民税非課税世帯に月額100,000円、課税世帯に月額70,500円が支給されます。修業課程の最後の12か月は月額+40,000円が支給されます。受講前に事前相談が必要です。
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く ☎06-6384-1471

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験合格のための費用の一部を支援してくれます。

助成内容	高等学校卒業程度認定試験のための講座受講費用が、 ①受講開始時に経費の40%(上限あり) ②講座を修了した場合、経費の50%から①の金額を差し引いた額(上限あり)支給されます。 さらに、受講修了日から2年以内に、高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合は、経費の10%(上限あり)の合格時給付金が支給されます。受講前に事前相談が必要です。
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く ☎06-6384-1471

JR通勤定期乗車割引制度

JRの通勤定期が3割引で購入できる。
養育者以外にも、同世帯なら対象!

申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く まずは、顔写真・児童扶養手当証書などを持参し、申請窓口で対象者である証明書を発行してもらいましょう。それを添えてJRで購入します。※学割などの他の割引との併用はできません。なお、所得制限があります。
------	--

遺児手当と交通遺児手当

両親を亡くしたまたは、交通事故で親を失った子供を養育している人に支給されます。

助成内容	● 支給金額は、子供1人につき月額8,100円です。また、重い障がいが生じた場合にも適用されます。なお、所得制限があります。詳細は子育て給付課に問い合わせましょう。
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の経済的自立を支援するために、償還可能な範囲でお金を貸してくれます。

対象者	1) 母子家庭の母または父子家庭の父 2) 寡婦および40歳以上の配偶者のない女子(婚姻歴のない独身者は除く)で、前年の所得が一定額以下の方 3) 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦の扶養する子および父母のいない20歳未満の子(就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金が対象)
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く ☎06-6384-1471 ※事前に電話での予約が必要です。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の養育者のやむを得ない理由で日常生活に支障が生じた時、ヘルパーを派遣してくれます。

派遣費用	利用世帯の区分	利用負担額 (1時間あたり)
	生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
	児童扶養手当支給水準世帯	150円
	上記以外の世帯	300円
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く	



ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料の助成

ひとり親家庭等の養育者がファミリー・サポートを利用する時、利用料の一部を助成してくれます。

派遣費用	利用世帯の区分	利用負担額 (1時間あたり)
	生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
	児童扶養手当支給水準世帯	70円
	上記以外の世帯	150円
申請窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く	



相談サポート

ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦の方の生活上的お困りごと、離婚に関する悩み、貸付金や自立に向けてなどの相談に応じてくれます。

相談日時	月～金曜日 9時30分～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く ※予約優先
相談窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) ☎06-6384-1471 ※予約は吹田市電子申込システムか電話から。



電子申請
はこちら

ひとり親家庭就業相談

就業支援専門員が、ひとり親家庭や寡婦の方の職業能力の向上や求職活動、家庭環境に応じた就業についての相談に応じてくれます。

相談日時	月～金曜日 9時30分～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く ※予約優先
相談窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) ☎06-6384-1471 ※予約は吹田市電子申込システムか電話から。



電子申請
はこちら

ひとり親家庭の養育費・親子交流相談

養育費のことや、離れて暮らす親との親子交流(面会交流)について、専門家が相談に応じてくれます。

※専門家とは、元家庭裁判所調査官や家庭問題専門相談員など

相談日時	毎月第3木曜日(祝日の場合は第2木曜日) 13時～16時(要予約/1回60分・1日3組まで)
相談予約	子育て給付課(吹田市役所2階) ☎06-6384-1471 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く



電子申請
はこちら

養育費の確保に関する費用補助

養育費に関する公正証書等作成支援

ひとり親の方*に、養育費の取り決めにかかった公正証書の作成や、調停・裁判に要した費用のうち下記について補助してくれます。

注意：公正証書などを作成した日から6か月以内に申請しなければなりません。

※20歳未満の児童を養育するひとり親

対象費用	● 公証手数料令に定められた公証人手数料 ● 調停申し立てまたは、裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本など添付書類取得費および、連絡用郵便切手代
------	---

養育費のための強制執行申立てに係る費用補助 要事前予約

ひとり親の方*が、未払いの養育費を受け取るため、裁判所に強制執行申立てを行う場合、弁護士費用等の一部を補助してくれます。ただし、利用条件があるので、必ず強制執行申立ての前に、下記窓口へ相談しましょう。

※20歳未満の児童を養育するひとり親

相談窓口	子育て給付課(吹田市役所2階) ☎06-6384-1471 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く
------	---

未熟児・障がいのある 子供の世帯対象



未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児の、入院・治療にかかる医療費の一部を負担してくれます。

対象者	指定養育医療機関の医師が入院養育が必要な未熟児と認めた乳児。
申請と 助成開始時期	指定医療機関から「養育医療意見書」をもらったら、速やかに書類を揃えて申請しましょう。 診療月のおおむね4か月後に自己負担分が請求されるので、金融機関やコンビニ、キャッシュレス決済にてお支払いください。申請期日は、入院開始日から2か月以内。退院後の申請はできません。
申請窓口	すこやか親子室(保健センター) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く

自立支援医療費の給付(精神通院医療)

精神疾患などで継続して通院治療を受ける必要がある場合、医療費の助成があります。

対象者	統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がいその他の精神疾患を有し、継続して通院治療を必要とする方。 ※ただし、所得等による制限があります。
申請と 助成開始時期	診断書で審査した結果、認定されると受給者証が発行され、通院先の医療機関等に送付されます。発行には約3か月かかります。有効期間1年。継続手続きは3か月前から申請できます。
申請窓口	障がい福祉室(吹田市役所1階 116番窓口)／内本町障がい者相談支援センター／片山・岸部障がい者相談支援センター／豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター／千里山・佐井寺障がい者相談支援センター／亥の子谷障がい者相談支援センター／千里ニュータウン障がい者相談支援センター

福祉タクシー・リフト付き福祉タクシー 利用券の交付

対象者	①福祉タクシー 在宅の1・2級身体障がい児のうち、視覚・肢体(上肢のみは除く)・内部の障がい児、在宅の重度(A)知的障がい児、在宅の1級精神障がい児。※聴覚、平衡機能、音声機能、そしゃく機能は対象外 ②リフト付き福祉タクシー 車いす使用者など、交通機関による移動が困難な在宅の身体障がい児のうち、下肢・体幹・脳性麻痺の1・2級、又は内部障がい1級のいずれかに該当する方。 ※ただし、所得等による制限があります。
申請窓口	障がい福祉室(吹田市役所1階 116番窓口)／内本町障がい者相談支援センター／片山・岸部障がい者相談支援センター／豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター／千里山・佐井寺障がい者相談支援センター／亥の子谷障がい者相談支援センター／千里ニュータウン障がい者相談支援センター

小児慢性特定疾病の医療費助成の申請

小児慢性特定疾病の児童に対して、医療費が助成される制度です。

対象者	国に指定された小児慢性特定疾病を持った児童(18歳未満)詳しくは吹田市のHPで確認しましょう。
申請窓口	すこやか親子室(保健センター) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く

交通運賃の割引

JR、私鉄、バス、飛行機、船舶を利用する障がい者や介護者の運賃が割引になる場合があります。

申請窓口	各交通機関の窓口で「身体障がい者手帳」または「療育手帳」を提示し、割引乗車券を購入しましょう。
------	---

重度障がい者等住宅改造の助成

重度障がい者(児)のお住まいに必要な改造を行う場合、助成金が受け取れる場合があります。

対象者	身体障がい者手帳の1級・2級又は体幹、下肢機能障害で3級の方及び重度の知的障がいがある方
申請窓口	障がい福祉室(吹田市役所1階 115番窓口) 9時～17時30分 ※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く

補装具の支給

身体上の障がいを補い、日常生活又は職業生活を容易にするため、身体障がいの種類や障がいの程度に応じて補装具を支給します。

対象者	身体障がい者手帳を所持している方や難病患者等 ※事前申請が必要です。(すでに購入されたものは対象外です。)
申請窓口	障がい福祉室(吹田市役所1階 116番窓口)／内本町障がい者相談支援センター／片山・岸部障がい者相談支援センター／豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター／千里山・佐井寺障がい者相談支援センター／亥の子谷障がい者相談支援センター／千里ニュータウン障がい者相談支援センター



特別児童扶養手当

障がいがある20歳未満の方を養育している方への手当。

対象者	身体障がい者手帳1・2・3級、4級の一部、知的障がいの重度・中度または、診断書で基準を満たす20歳未満の児童を扶養している方。 ※ただし、所得制限限度額を超えると支給されません。所得制限限度額の詳細については窓口まで。
申請と 助成開始時期	認定されると、請求月の翌月分から年3回、4月、8月、11月に請求者の口座に振り込まれます。
助成内容	1級：対象児童1人につき月額58,450円 2級：対象児童1人につき月額38,930円 ※等級は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に定める等級です。

自立支援医療費の給付(育成医療)

児童が手術などの治療を行うことで障がい軽減される場合、医療費の助成があります。

対象者	身体に障がいがある、または将来障がいが残ると判断され、確実な効果が期待される治療を受ける18歳未満の児童。 ※ただし、所得制限限度額を超えると支給されません。所得制限限度額の詳細については窓口まで。
申請と 助成開始時期	後からの申請はできません。事前の申請が原則となりますので、忘れずに申請しましょう。

大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金

重度身体障がい・知的障がいの方を介護している方への手当です。

対象者	身体障がい者手帳1・2級と療育手帳Aの両方を所持している障がい者(児)を介護している方 ※ただし、施設やグループホームに入所している、または病院に入院している障がい者(児)を介護している方は原則対象外。
助成内容	対象児童1人につき月額10,000円 毎年1月、4月、7月、10月に銀行等の口座に振込

難聴児の補聴器購入・修理、 意見書作成に係る検査料の助成

難聴児の補聴器の購入・修理費や意見書作成に係る検査料の助成があります。

対象者	両耳それぞれの聴力レベルが、30dB以上70dB(詳細は窓口まで)未満の18歳未満の方の保護者。
-----	--

助成に関するお問い合わせはこちら

「障がい福祉室」申請窓口

吹田市役所1階 116番窓口 9時～17時30分
※土・日曜日、祝・休日と12月29日～1月3日を除く

障がい児福祉手当

身体・知的・精神の障がいがあり、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方への手当。

対象者	診断書で基準を満たす、または、知的障がい重度のうち一部の20歳未満の方。 ※ただし、所得制限限度額を超えると支給されません。所得制限限度額の詳細については窓口まで。 ※施設(通園施設を除く)に入所している児童は対象となりません。
申請と 助成開始時期	認定されると、請求月の翌月分から年4回、2月、5月、8月、11月に対象児童の口座に振り込まれます。
助成内容	対象児童1人につき月額16,560円

重度身体・知的・精神障がい者(児)の 医療費の助成

重度の身体・知的・精神障がい、重度の難病患者の方について、医療費の助成があります。

対象者	健康保険の資格があり、以下のいずれかの要件を満たしている方。 ●身体障がい者手帳「1・2級」または療育手帳「A」(判定書は重度)を所持している方 ●身体障がい者手帳「3～6級」を所持し、かつ、療育手帳「B1」(判定書は中度)を所持している方 ●精神障がい者保健福祉手帳「1級」を所持している方 ●特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金(または、特別児童扶養手当)1級該当者 ※ただし、所得制限限度額を超えると対象外となります。
-----	--

障がい者(児)扶養共済

一定の掛け金を納めることで、障がい者(児)の保護者が死亡等した場合年金が支払われる制度。

対象者	身体障がい者手帳1・2・3級かそれと同程度の障がいがある方、知的または精神の障がいがある方の保護者で、大阪府内に住む65歳未満の方。
-----	--

日常生活用具の給付

所定の日常生活用具が給付されます。

対象者	日常生活に支障がある重度障がい者や難病患者、小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾病に該当する在宅の方。 ※事前申請が必要です(すでに購入されたものは対象外です)。
-----	---